

令和6年第4回教育委員会定例会  
(2月20日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年2月20日(火) 午後1時34分から午後2時21分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 令和5年度台東区健康づくり努力児童表彰について

(2) 指導課

イ 台東区優秀教員・優秀団体奨励について

(3) 教育支援館

ウ スクールソーシャルワーカーの配置について

(4) 生涯学習課

エ 公益財団法人松尾芸能振興財団が実施する事業に対する後援について

## 2 報告事項

### (1) 庶務課

ア 令和6年3月の行事予定について

### (2) 指導課

イ 台東区立学校園における働き方改革について

## 3 その他

- ・ たいとう名所図会の刊行について

午後1時34分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第4回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議の進め方について、私から申し上げます。日程第1、教育長報告の協議事項、教育支援館のウ、及び教育長報告の報告事項、指導課のイについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われます。つきましては、傍聴人退室後に聴取いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告、協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、学務課のア、協議事項、令和5年度台東区健康づくり努力児童表彰について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番1、本表彰の趣旨は、児童の健康増進の意欲を高めるとともに、自らの健康づくりに努める児童の育成を図ることとさせていただきます。

項番2、表彰基準です。対象学年は小学校6年生です。推薦基準については、心身の健康づくりに絶えず努力をしている児童で、小学校長が推薦いたします。(3)推薦人員については、各校2名ずつ、合計38名で、次のページに氏名のほうを記載しております。

項番3、表彰式とさせていただきます。各学校において、学校長より、表彰状及び副賞の図書カードの授与を行います。

説明は以上とさせていただきます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 今まで表彰は役所で表彰式を行っていたのですが、コロナの関係で各学校で行うということになったと思ひます。今後は、このような事情に関係なく校長が渡すという形をとられるのでしょうか。

○学務課長 今神田委員がおっしゃっていただいたとおり、令和元年度までは区のほうに集まっていたいて表彰を行ってございました。コロナの関係で、令和2と3は各学校における開催で、令和4年度に表彰式の取り扱いについて小学校長と話をしまして、区のほう

に出席するとなると、どうしても授業を欠席せざるを得ない児童も出てくるということで、今年度も、また、これ以降も各学校での表彰という形にさせていただきました。

○神田委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○佐藤教育長 それでは、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 学務課のAについては、協議どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんでしたので協議どおり決定いたしました。

## (2) 指導課 イ

○佐藤教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 協議事項イ、台東区優秀教員・優秀団体奨励について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、目的についてです。本奨励制度は、当該学校の教育活動の充実や、広く台東区の教育の振興・発展への貢献が認められる者及び団体の構成を称え奨励し、教員・団体のさらなる意欲喚起、及び人材の育成を図り、活力ある学校教育の実現を図ることを目的としております。

項番2、概要についてです。優秀教員は、(1)①の表にございますとおり、A、教育活動実践部門と、B、地域・部活動等部門の2部門の推薦区分がございます。また、②の表に記載いたしましたが、教育活動実践部門については、教員経験年数に応じて、ステージIからIVというキャリアプランのステージに分けて推薦を受けています。推薦から決定までの流れは(2)のとおりでございます。

恐れ入りますが、裏面の項番3、表彰対象者団体をご覧ください。本年度は(1)の4名の優秀教員、及び(2)の1団体が奨励対象となっております。表彰者の推薦概要につきましては、それぞれの右側に記載のとおりです。

奨励を受けた先生方、及び団体につきましては、毎年3月に指導課にて発行している指導課だよりや、7月に発行される大輪により紹介を行い、広く学校園や区民に周知いたします。

最後に項番4、表彰式でございますが、3月11日、月曜日の定例教育委員会終了後、ここ、教育委員会室において執り行う予定でございます。ご多用とは存じますが、教育委員の皆様にもご臨席賜りますと共に懇談いただけましたら幸いです。

台東区優秀教員・優秀団体奨励についてのご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

○神田委員 ステージIの人が今回選ばれていることは、大変よかったですと思います。ステージに限らず、頑張った人をぜひ表彰して、他の先生たちの意欲にもつなげてほしいと思います。ただ、全体で4名というのは少ないと思います。あんまりたくさんもどうかとは

思いますけれども、もう少し校長のほうで推薦していただき、これをきっかけに学校の活性化を図るということをご希望したいと思います。

毎年同じことを言っているかもしれませんが、よろしくお願いします。

○指導課長 本日に、委員におっしゃっていただいたように、今後もやはり励みとなって、また学校の中核となるような教員をこういった奨励を通して育成できるように、各学校の校長にも話をしながらそういう推薦をしていただくようにしていきたいと思っております。

○浦井委員 参考としてお聞きしたいんですけども。この選考決定までの流れのところ、②に、各学校の校（園）長より被奨励候補者・団体の推薦とありますが、この推薦の人数というのは、各校園1名とか1団体とかという決まりはあるのでしょうか。

○指導課長 特に人数制限ということはありません。

○浦井委員 ありがとうございます。やっぱり人数制限があると、同じ学校の中でも、奨励候補者としてふさわしいという方が複数いらっしゃる場合とかがあり得るのではないかなと思ったんですが、人数制限がないということで安心しました。ありがとうございます。

○垣内委員 これは各学校等が推薦をした方は、皆、採択されるということで、競争倍率は基本0ということなんでしたよね、この理解でよいか、というのが一つと、そうであれば、小学校もたくさんあるし、幼稚園・保育園、中学校も含め多くの学校がある中で、人数的に少ないように思います。その理由はどんなところなのでしょう。何か自制されているんですか。突出した方じゃないと駄目とか、何かそういう自主規制をされているのでしょうか。せっかくの賞ですので、確認です。

○指導課長 この奨励制度の流れについて、各学校から推薦ということで上げていただいて、この教育委員会においてご意見を聴取しまして、その後、選考委員会において審査と選考、そして決定を行うということになっております。

今、その選考委員につきましては、教育長、次長が長となりまして、教育委員会の中で協議をして決定するというところでございます。

人数についても、特に縛りはありませんので、学校の中で活躍、また、それによって他の先生方にも励みになるような方を挙げていただきながら、教育委員会の中で決定していきたいということでございます。

○佐藤教育長 垣内委員、申し訳ないですが、もう1回2番目の質問を。多分聞き逃しています。

○垣内委員 補足いたします。これ、特に優れた教育活動を実践している方への顕彰という制度であれば、卓越した指導力とか優秀な教育活動とか、そういった模範となるなど、ハードルが物すごく高そうなイメージがあるために人数が少ないのでしょうか。

いろいろな形で頑張っている方はたくさんいらっしゃると思いますし、相対評価というものもあるでしょうし、受賞される人数が、校園数に比べると、非常に絞られていて気になりました。もちろん、狭き門だからこそブランド力があるということもあるかもしれませんが、趣旨も含めて教えてください。

○指導課長 実際に声かけをこちらからも行っていますが、学校から上がって来る人数と  
いうのがありますので。やはりそういったところについては、再度学校に推していただ  
くよう、もう少し頑張らせていきたいと考えております。

校長のほうでもう一步頑張らせたいという気持ちであるので、そのあたりがちょっと抑  
え気味というか、そういったところもあるのかなと思いますので。

○垣内委員 分かりました。ありがとうございます。

○高森委員 これだけ狭き門を潜り抜けてきた先生方はやはり優秀なのでしょうけれども、  
例えば、今ステージⅠの先生が、10年後、ステージⅡでもう一回この表彰を受けるとい  
うこともできるかと思えます。当然力のある先生がずっとその力は持続していきますから  
ね。過去にそういった例はありましたでしょうか。

○指導課長 現時点ではそういった方はいらっしゃらないですが、今後も引き続き、異動  
等もありますが、長くいらしていただける方については、そういったところも含めて考え  
ていくというのをしていきたいと思っています。

○高森委員 ステージⅠで1回受賞したから、次はもう受けられないということはないわ  
けですよ、ⅡでもⅢでも受けられるという話ですね。分かりました。

○神田委員 私が校長をやっていたときですが、区の表彰を受けたことで、都教委表彰を  
受けることにつながり、また、国からも表彰を受けられたというように、つながっていき  
ました。なるべく学校の中で一人くらいは推薦してほしいという思いがあります。将来性  
を期待して頑張った若い先生方を表彰することで次につながるのではないかと思います。

ステージⅠの人もぜひ選んでほしいと思います。ステージⅠとⅣの人と比べたら、その  
力の差はあるわけです。けれども、Ⅰで受けて、別の地区に異動し、そこでも頑張れるか  
もしれないし、台東区に長くいる場合には、二度目を受けるということがあっても構わな  
いと思います。教員の育成というような視点から、ぜひ受賞者を増やす努力をしてほしい。  
それがまた管理者としての指導力にもつながるのかと思います。

○佐藤教育長 改めて校園長に周知したら。やっている意義はみんな当然理解している  
と思うけど。校園長からの推薦はこの4人で上がってきたんで、それで教育委員会の事務局  
のほうで検討を進めて、このとおりだということでここに上がっているんでしょう。

もっとすばらしい教員がいるんだろうと思っていますので、改めてこの奨励賞の意義に  
ついてお知らせするというのをどうでしょうか。

○事務局次長 今、各委員からこの奨励賞についてのご意見をいただきましたので、推薦  
する校長先生のお考え等もあるとは思いますが、やはりこの制度の趣旨、この辺を  
もう一度各校園長先生方にはご理解いただくような形で周知をさせていただいて。やはり  
各先生方の励みになるような、そういった制度にしていこうということで、今後も検討し  
ていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 生涯学習課 エ

○佐藤教育長 次に、生涯学習課のエについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、協議事項、生涯学習課のエ、公益財団法人松尾芸能振興財団が実施する事業に対する後援につきまして、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

本件は、公益法人松尾芸能振興財団が実施する、第8回松尾塾伝統芸能公演に対し、後援名義の使用承認申請があったものでございます。

実施日時は、令和6年8月3日、実施場所は浅草公会堂でございます。

本事業は、松尾塾に通う児童・生徒が1年を通して培った稽古の成果を一般に公開するとともに、子供たちや保護者をはじめとする区民等に伝統芸能を身近に感じ、興味を持ってもらうことを目的としております。

次のページをご覧ください。項番6の事業内容としましては、日本舞踊及び邦楽演奏を披露するものでございます。

項番11の他団体への共催後援依頼の有無になりますが、事業所の存在する港区、並びに塾の存在する中央区において、区と教育委員会からそれぞれ後援を得ることとなっております。

本年は浅草公会堂で行われ、本区における文化の発信・発展にも寄与する事業であると考えられるため、後援を行うものでございます。

本件についての説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 こちらは、この松尾塾に通っているお子さんの発表のような形で行うんだと思うんですけども。松尾塾に通っていらっしゃるお子さんの中で、どれくらい台東区のお子さんがいらっしゃるのか。もしくは台東区がどれくらい関わって、こちらの松尾塾がやっているといらっしゃるのかを、もしお分かりになれば、参考として教えていただきたいと思っております。

○生涯学習課長 現在、塾生の人数としましては11人ということですが、そのうち台東区につきましては、1名の方が在籍していらっしゃると思っております。

○浦井委員 ありがとうございます。

○垣内委員 7番の入場料等の徴収、これは、子供も含め、児童も含め、入場料が1,000円ということなんですか。

○生涯学習課長 こちら、料金につきましては、18歳未満の方、60歳以上の方は無料になることに加えまして、後援のある自治体の方に関しましては無料ということで伺っておりますので、かなりの方が無料の対象になってくると認識しております。

○垣内委員 日本舞踊も含め伝統芸能は、特に人口減少の中、やっぺらっぺらの方、実演家の方が激減しております。非常に重要な、結構お金もかかる公演なので、台東区の多くの方に見ていただけるように、区のほうからも周知のほうをお願いできたらと思います。浅草公会堂、いいところでいい舞台で、しかも無料ということで、ぜひ楽しんでいただければと個人的には思っております。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項の(1)、庶務課のア、令和6年3月教育委員会行事予定についてでございます。資料5をご覧ください。

まず、3月11日、月曜日でございます。教育委員会定例会、14時よりございます。

一番下、3月29日、金曜日でございます。教育委員会定例会、こちらも14時から教育委員会室でございます。

続きまして、上に戻っていただいて、3月11日、月曜日、教育委員会終了後、台東区優秀教員・優秀団体奨励表彰式が、15時15分より教育委員会室でございます。

その後、私立幼稚園長との懇談会が16時より教育委員会室のほうでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして12日、火曜日、区立保育園修了お祝い会でございます。こちらは10時から区立保育園10園で、児童保育課が所管課となります。

続きまして、15日、金曜日、区立幼稚園修了式、こちらも10時から、区立幼稚園10園で、指導課が所管となっております。

20日、水曜日、スポーツ少年団交流会でございます。9時半より、リバーサイドスポーツセンター第1競技場でございます。所管課はスポーツ振興課、出席委員のほうは全員、神田委員のほうの挨拶をご予定してございます。

21日、木曜日、区立中学校卒業式、10時より区立中学校7校で行います。こちらは、

所管課は指導課になります。

22日、金曜日、区立小学校卒業式、10時より、区立小学校19校で行われます。こちら、所管課が指導課となっております。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてです。

事前に資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問、または事務局からの補足の説明など、ありますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思っております。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

#### 〈日程第1 教育長報告〉

##### 1 協議事項

##### (3) 教育支援館 ウ

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

教育支援館のウについて、教育支援館長、説明をお願いします。

○教育支援館長 それでは、協議事項ウ、スクールソーシャルワーカーの配置について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番1、目的です。全国的な傾向と同様に、本区においても不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、不登校の兆候がある児童・生徒への早期段階における支援を強化することが重要です。そのため、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを増員し、早期段階における支援を強化することにより、不登校対策を推進するものです。

項番2、事業内容です。本区では、これまでも区立小中学校に加え、区独自の取組として、区立幼稚園、保育園、石浜橋場こども園にスクールソーシャルワーカーが巡回訪問しています。令和6年度からは、スクールソーシャルワーカーを4名体制から3名増員し、7名

体制に拡充します。区立中学校7校の各校区に1名配置することにより、全区立小中学校に週1回3時間以上訪問する体制を整備します。

スクールソーシャルワーカーが学校現場において直接児童生徒や保護者と関わる機会を確保し、福祉的な支援が必要な児童・生徒に早期に関わり、状況改善を図ります。

項番3、スクールソーシャルワーカーの業務です。まず(1)学校配置業務です。これまで区立小・中学校には4名のスクールソーシャルワーカーが月1回巡回訪問し、主に管理職から児童・生徒の状況や普段の生活環境などを聞き取り、支援が必要な子供の状況の把握に努めていたところですが、しかし、困難な課題を抱える児童・生徒に対しては、学校が把握する前にスクールソーシャルワーカーが学校現場において直接児童・生徒・保護者と関わる機会を確保し、より早期に発見・対応することが必要です。そのため、区立小・中学校に週1回3時間以上訪問する体制を整備するものです

(2)巡回訪問は、区立幼稚園・保育園、石浜橋場こども園につきましては、引き続き2か月に1回訪問し、子どもの状況や、普段の生活環境などを園から聞き取り、状況把握に努めてまいります。

(3)個別支援につきましては、(1)、(2)により把握したケースについて、学校園からの要請に基づき、学校園、関係機関等と連携しながら、チームの一員として問題解決に努めます。スクールソーシャルワーカーが子供や保護者に対して電話や訪問等による面談を行い、解決策を提案してまいります。

(4)は、困りごとを抱える子供について、学校園で開催する構内委員会や生活指導会議等に参加し、ケース対応への助言や、福祉的な支援策、及び具体的な支援体制の提案・構築を行ってまいります。

(5)は、学校園に対して、スクールソーシャルワーカーは学校園と関係機関との連携を活性化し、支援の効果を上げていくために、コーディネーターとしての役割も担っております。今後は、長く学校に滞在することにより、学校近隣に存在する様々な支援機関を把握し、活用を促進することが可能となります。

項番4、予算額(案)です。記載のとおり、歳入につきましては、東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業強化モデルを活用し、3,160万8,000円を見込んでおります。歳出につきましては、教育支援館運営という事業の中の、スクールソーシャルワーカーに係る経費として、3,671万8,000円を計上しております。

項番5、今後のスケジュールにつきましては、2月28日開催を区民文教委員会にて報告後、令和6年4月から事業を開始する予定です。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○垣内委員 スクールソーシャルワーカーを増員するという事で、とてもいいことだと思います。

このスクールソーシャルワーカーって、かなり専門性も必要ですし、いろいろな調整能

力も必要で、多分経験のある、学校で教えていた方とか、そういう方々になるのかなというふうにも思いますけれども、選定の基準はどのようなものでしょうか。それから今教育現場も非常に、人手不足というふうに聞いておりますが、このあたりも含め、どんな方をどんなふうに使われて現場に充足されようとしているのかということをお聞かせいただければと思います。

○教育支援館長 資格としては、社会福祉士と、精神保健福祉士、資格が必要になります。一応その資格があるということを前提にいま採用をして、現職員4名も、もともと資格があって運営しています。

年齢層については、若い方もいますが、若干、ちょっと年齢が上の方もいるのが現状です。今いる方たち、それから今申込をしている方たちも、ちょっと年齢が高めです。他の仕事をしていて、この資格をとって望まれる方が、今、3名決まり、採用しますよという合格通知を出しています。その方は他の地区も受けているので最終的に決定ではありませんが、一応確保を進めているところです。

現段階、9名の応募があって、6名通過して3名採用ですが、この他にもまた募集がきていて、資格取得見込みの方も、試験を受けてもらうというように、制度というか試験の資格要件をちょっと広げました。その方たちも一応他の仕事をしていて、今回資格を取る予定であるということであり、今度採用面接をする予定になっております。

○垣内委員 ぜひいい方を。

○教育支援館長 ぜひいい方を採用したいと思います。

○佐藤教育長 その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育支援館のウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (2) 指導課 イ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 報告事項イ、台東区立学校園における働き方改革について、ご説明いたします。資料6をご覧ください。

項番1、経緯です。令和5年9月26日に開催された教育委員会でもご報告いたしましたが、本区では、平成30年12月に、台東区立学校園における働き方改革プランを策定し、教員の意識改革をはじめ、人員体制の整備など働き方改革を進めてまいりました。引き続き令和6年度においても、東京都の補助事業も活用しながら、学校園における更なる働き方改革の

取組を推進してまいります。

項番2、令和6年度における新規、及び拡充事業についてです。新規事業でございますが、(1)「エデュケーション・アシスタント」の配置についてです。本事業は令和5年度をもって終了となる「クラス・サポート・スタッフ」配置事業の後継として位置付けられたものです。現在のクラス・サポート・スタッフは、休み時間におけるトイレや教室移動の随伴といった、校内の教室内外での児童への支援を業務としておりましたが、エデュケーション・アシスタントは、家庭への連絡文書の作成補助等、学年・学級の経営上必要な業務全般の補助、子供からの相談対応や登下校時の見守り、教材準備等、学習・生活指導の補助といった副担任並みの業務を担います。これまでより広範な業務を担う職員を、全小中学校に配置することにより、さらなる教員の負担軽減が図れるものと考えております。

次に、拡充事業についてです。まず、(2)「副校長補佐」の配置についてですが、これまでは、都の補助金の対象となった学校にのみ配置しており、令和5年度においては16校に配置しております。これを令和6年度より拡充し、都の補助金対象でない学校も含めた全小中学校に配置いたします。今回の拡充により、台東区の全小中学校の副校長先生の負担の軽減を期待されます。

続いて(3)「幼稚園講師」の配置についてです。もともと幼稚園講師は、特別支援教育推進園やこども園、3歳児の在籍人数が多い幼稚園などに配置しておりましたが、ここ数年、採用年数の浅い教員の退職や病気休暇が増加しており、課題となっております。そこで、令和5年度より幼稚園の採用1年目の教員をフォローする講師を該当園に新たに配置することといたしました。令和6年度はさらに対象を拡大し、採用3年目までの教員が在籍している幼稚園へ配置いたします。この拡充により、新規採用教員本人、及び在籍園の教員全体の負担を軽減してまいりたいと考えております。

次に項番3、予算額(案)、及び項番4、今後のスケジュールについては、資料記載のとおりでございます。なお、予算額についてですが、副校長補佐の配置については、令和5年度と比べ、歳出で2,289万3,000円の増、幼稚園教諭の配置については、同様に3,197万4,000円の増となっております。

指導課といたしましては、ご説明いたしました新規拡充事業に加え、これまで実施しておりました事業につきましても、引き続き実施し、教員の負担軽減に向けた働き方改革の取組を続けてまいります。

ご説明は以上です。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。

○神田委員 (1)のエデュケーション・アシスタントのことですが、これは、教員免許を持たないクラス・サポート・スタッフと同様と考えてよろしいのかということ。その場合に、子供からの相談対応は結構難しいことかと思えます。しかし、様々な働き方改革における取組というのはすごく大事な事なので、期待しております。

もう一つは、配置学年が、1年から3年のいずれかということなのですが、これは

1年生でも2年生でも3年生でもいい、学校が選んだ学年に1人つけるということですか。

○指導課長 委員のおっしゃるとおり、クラス・サポート・スタッフと同様で、免許がなくても大丈夫です。また、関わりについても、副担任のレベルになっていますので、児童との関わり、このクラス・サポート・スタッフで得た関わり方、また、担任とも連携しながら、学んでいっていただきながら進めていけたらと考えております。

最後のもう一つについては、学校がどの学年を選ぶかということで、1年生から3年生のどこかを選んでいただいて、そこに1名配置するというございます。

以上です。

○神田委員 ありがとうございます。担任は助かると思います。ただ、教育委員会での指導をきちんとしておかないと、様々な問題が起きる可能性があります。業務内容における配慮すべき点を、研修を通して指導したほうがいいかと思います。

○指導課長 関わり方というのは非常に丁寧に行っていないと大きな事故、けがにもつながると思います。また、各校に指導主事も訪問させていただいておりますので、関わりということについて、こちらも見えていきながら指導・助言をしていくということも行っていきたいと思っております。

○垣内委員 ここで配置されているアシスタントの方とか副校長補佐、あるいは講師の方というのは、どういう契約形態になるのでしょうか。年度契約、要するに任期がある契約ベースの働き方ということなのか。最近ではフリーランス保護法なんかもできましたし、働き方については一定程度制約もかかっていると思いますし、労働法も随分前に改正されて5年以上働かれている場合には、そのまま正規雇用になるということも広がっています。どういう形で配置されるのか、またその理由は何か。つまり、単年度、年度ごとだと、慣れた頃にまた移動ということにもなりかねないでしょうし、そこら辺はどういうふうにするのかなと思ひまして。

○指導課長 副校長補佐、またクラス・サポート・スタッフもそうですけれども、1年間の会計年度任用職員ということでございます。

それと、雇用については、ご本人の意思確認をしながら、公募の形を取っております。

○垣内委員 ご本人さんが希望されれば継続して配置されるという可能性もある。もちろん、学校の関係もあるんでしょうけど、あるという理解でよろしいのでしょうか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○佐藤教育長 でも評価はするでしょう。

○指導課長 評価はします。

○佐藤教育長 それを言わないと。だれでもかれでも、というわけにはいかないでしょうから。

○垣内委員 学校の意向と本人さんの意向と、客観的な評価とを合わせて、予算も考えてなされるんだろうと理解しましたが、よろしいのでしょうか。

○指導課長 そのとおりでございます。

○佐藤教育長 ちゃんと説明してください。

○浦井委員 2の(3)の幼稚園講師の配置というところがありますけれども。ここで採用年数の少ない先生、教員が辞めがちというふうにお話がありましたけれども、この理由は分かっているのかということ伺いたくて。ちょっとこの議案から離れるようにも感じるんですけども、実際にその点をしっかり把握しておかないと、先ほどの神田委員のお話にもありましたが、有効にフォローできずに逆効果になってしまうこともあるのではないかと思います。採用3年目までの教員をフォローするとあるんですが、具体的にどのような関わり方でどのようにフォローをしてもらおうと考えているのか。もしお分かりになっていたら、教えていただければと思います。

○指導課長 やはり、課題としましては、初任者の場合、かなり研修等もございまして、週4時間4日間、若手のフォローをしながら、業務として進めていっていただくというように形を考えております。

○浦井委員 そうすると、やはり、砕けた言い方をすれば、慣れるまでというか、教員としてうまく動けるようになるまでをフォローするという形で理解すればよろしいでしょうか。

○指導課長 そのとおりでございます。そして、若手も初任者だけではなくて、3年目までの教員についても研修は行いますので、そういったフォローをしながら育成を図っていくということをやっていきたくと考えております。

○浦井委員 ありがとうございます。そうすると、やはりそのベテランの教員の方と校園自体との間に立ったり、いろいろな役割が必要とされるかと思えます。ぜひそのあたりも見守っていただいて、必要があればいろいろ指導いただくなり、ご対応いただければと思います。以上です。

○高森委員 これは新しい取組、それから拡充の取組、3種類ありますけど、やはりスタッフを引き受けてくださる方の資質や能力だとかも重要な部分であると思えますね。服務事故などは当然起こしては困りますし、子供たちのプライバシーの保護というのもとても大事だと思います。エデュケーション・アシスタントについては細かな業務内容が書いてありますが、(2)副校長補佐の業務内容について、どのような補佐をするかというのは、東京都の指針があるんでしょうか。具体的にどういったことを、特に副校長のポストは物すごく重要なんで、ちょっとそこを教えていただきたいなど。

○指導課長 実際に副校長が調査対応ですとか、外部の対応、来客・電話ですとか、その他の事務ということで行っているあたりを、この副校長補佐に行っていただきたく配置しております。

また、この方々の前職ということでは、実際に管理職経験ですとか、また民間のほうでもご経験がある方々についていただいておりますので、これまで経験されたことも生かせるような方を採用させていただいているところでございます。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。

副校長の補佐については、校務の中身ではないですね。むしろ対外的な部分での補佐ということで承知いたしました。

○神田委員 関連したことです。他区の学校での例ですが、前職が銀行の管理職の方が着任しており、電話の対応や保護者対応が素晴らしいということを知りました。教員でなかなか見つからない場合は、幅広く募集することで前職のいろいろな特色を活かし、むしろよい効果もあるかと思えます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のイについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は、以上でございます。

全体を通して、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後2時21分 閉会